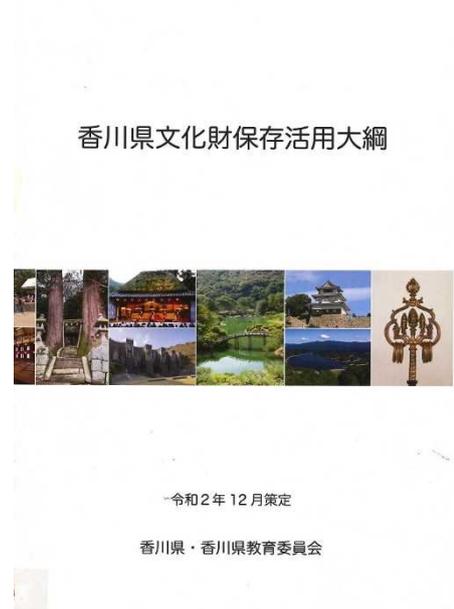


## 香川県文化財保存活用大綱



（「はじめに」から）

香川県には、瀬戸内という豊かな自然環境や風土に育まれた数多くの文化財が残されています。これらの先人たちから受け継いだ重要な文化財は、「せとうち・香川」ならではの歴史と文化を理解する上で欠くことのできない地域の宝であり、地域に暮らす人々の心の拠りどころでもあります。

一方、少子高齢化等の社会情勢の変化によって、文化財の将来への継承が危ぶまれています。地域社会の衰退や多発する災害等で失われてしまう危険性も高まっています。こうした中で、平成30年に文化財保護法が改正され、地域社会全体で文化財を守り、伝えていくための理念が示されました。本県においても、かけがえのない宝である文化財を適切に保存し、その活用を図りながら次世代へと継承していくために、この度、「香川県文化財保存活用大綱」を策定しました。

本大綱では、「せとうち・香川」ならではの歴史文化の探求とそれを生かしたまちの魅力向上」を基本目標とし、文化財の保存・活用に関する基本方針や、これを実現していくために講ずる措置、市町への支援の方針、防災・災害発生時の対応等を取りまとめました。本県における文化財の保存と活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組みを進めていく上での基盤としてまいります。

県といたしましても、本大綱のもと、市町、文化財所有者、民間団体などの関係者、県民の皆様とともに、文化財を将来に伝え、文化財とともにあるまちづくりを推進してまいります。

（令和2年12月策定 香川県・香川県教育委員会）

（7101293244）